

知的財産保護ハンドブック（ブラジル編）

2019年3月

発行人：JETRO サンパウロ事務所 知的財産権部（特許庁委託事業）

目次

1. はじめに	2
2. 主な法律と知的財産	2
3. 特許	3
4. 意匠	7
5. 商標	9
6. 商号とサービス名	12
7. ドメイン名	12
8. 著作権	13
9. ソフトウェア	17
10. トレード・シークレット	18
11. 広告における知的財産	18
12. インターネットにおける知的財産	19
13. ライセンスと技術移転	20
14. 知的財産権の権利行使	22
15. 無効確認訴訟	23

1. はじめに

知的財産は発明者や著作者などに金銭的な利益などをもたらす権利の総体である。ビジネス環境における知的財産とは、法律の保護と保証のもと、特許、実用新案、意匠や商標の登録、不正競争に対する保護のために存在する。このハンドブックはブラジルにおける知的財産の保護方法に関する基本的な情報を提供することを目的としたものである。

知的財産法制度は、経済の推進力を維持し、現代の技術を基盤とした社会の進化を支える上で非常に重要である。技術・文化の発展と、その結果得られる人類の幸福は、創造性に基づいている。したがって、一方で特定の利用特権と引換に開発に対する投資を促進し、他方で知識を開示し社会に貢献するように、知的財産法制度は構築されている。

2. 主な法律と知的財産

国際条約	ブラジル国内法
<ul style="list-style-type: none">・工業所有権の保護に関するパリ条約・知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)・文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約・生物多様性条約 (CBD)・植物の新品種の保護に関する国際条約 (UPOV)・特許協力条約 (PCT)	<ul style="list-style-type: none">・連邦憲法・2002年付け第10,406号民法・1996年付け第9,279号産業財産法・1998年付け第9,610号著作権法・1998年付け第9,609号ソフトウェア法 (2016年付け第8,771号法令 によって規制)・2015年付け第13,123号生物多様性法 (2016年付け第8,772号法令 によって規制)・1997年付け第9,456号植物品種保護法

<主な知的財産>

特許・実用新案：新規性、進歩性および産業上の利用可能性を満たすことが保護の要件となっている。保護期間は発明特許が出願日から20年、実用新案特許が出願日から15年。

商標：視覚的に認識することができる標識であって、識別性を有するものは、法的に禁止されていない限り、標章登録を受けることができる。商品又はサービスを特定するもの（視覚的に知覚できない非伝統的商標は商標の範囲外）。登録は10年間有効で、10年ごとに無制限に更新可能。

意匠：美的・装飾的特徴を保護するものであり、新規性、独創性および産業上の使用可能性を満たすことが保護の要件となっている。保護期間の上限は25年間。

トレード・シークレット：不正競争に対する保護であり、保護の要件は情報の秘匿、情報の重要度および情報漏洩を防止するための情報保有者の取り組み。

著作権：精神的創作を保護するもので、保護の要件は独創性および固定性。保護期間は著作者の生前および死後70年間。

地理的表示、ソフトウェア、集積回路の回路配置、トレードドレス、その他

ブラジル産業財産庁（The National Institute of Industrial Property（INPI））は、特許、意匠、商標、地理的表示、ソフトウェア、集積回路配置および知的財産契約の登録を所管する機関である。

ブラジル非居住者の自然人または法人がブラジルにおいて知的財産権に関する出願を行うためには、ブラジルで本籍を取得するか、同国に居住し正当な資格を有する代理人を指名する必要がある。

3. 特許

（1）特許 - 定義

製品、方法または使用に関連する発明（技術的課題に対する技術的解決策）に保護を提供する種類の知的財産権。ブラジル産業財産庁に出願して取得する権利。ブラジルには2種類の特許、すなわち発明特許と実用新案特許がある。

特許の保護対象でないもの

1. コンピューター・プログラムそれ自体
2. 科学的な理論、数学方式、抽象的な概念
3. 文学的、建築デザイン的、美術的または科学的な著作物
4. 遊戯の規則および商業、金融または教育の方法
5. 手術の技術・方法および治療方法
6. 生物またはその一部（遺伝子組み替え微生物を除く）および／または自然の生物材料。ただし、植物の品種は植物品種保護法（栽培品種の保護）に基づいて保護することができる。

（2）実用新案 - 定義

実用新案は、実用性のある対象物またはその一部で、新たな形状や配置を有し、その使用や製造に機能的な改良をもたらすものをいう。実用新案の保護期間は発明特許より短く、進歩性の要件はあまり厳しくない。

＜発明特許と実用新案特許の主な相違点＞

	発明	実用新案
保護期間	出願の日から20年または付与の日から10年（いずれか長い方）	出願の日から15年または付与の日から7年（いずれか長い方）
保護対象	対象物（装置、器具および道具）またはその一部、方法、システム、製造工程および化学成分	対象物（装置、器具および道具）またはその一部に限る
進歩性のレベル	高	低
出願費用	高	安
出願手続期間	長期	比較的短期

（3）発明または実用新案を特許の法規則に基づいて保護する理由

1. 製品、方法または使用に関する排他的権利を保持し、許可を受けていない者または会社によるその製造、使用、販売または輸入を防止するため。
2. マーケティングにおいて、特許権者が、所定の期間中、発明を経済的に利用する排他的権利を有し、競争上の優位性を獲得するため。
3. ライセンシー候補者に、すべての排他的権利について認識させ、特許に組み込まれた技術を他者にライセンス許諾する際に、所有権を安全に保護するため。
4. 特許を他者に売却（移転）するため。
5. 秘密保持が発明を保護するための選択肢ではない場合もあることから、技術によっては、リバース・エンジニアリングの方法でコピーされる可能性があるため。
6. 技術の発展に貢献するため。特許で公表された情報は、他者を触発する源泉となり、最先端の技術をさらに補強し、科学技術のさらなる向上の基礎となり、ひいては技術革新を促進する。

（4）ブラジルにおいて特許の保護を獲得するための主な要件

1. 世界的に新規である。
2. 公知のものよりも進歩性があり、当業者にとって自明ではない。
3. 産業（バイオテクノロジー、農業ビジネスなどの分野を含む）において使用、複製または製造することができる。

（5）発明または実用新案が新規で、革新的であるか否かを知る方法

先行技術調査は同等か類似の発明を開示している可能性のある文書を検索するための最善の方法である。特許出願と科学出版物は特定のデータベースで一般公開されている。

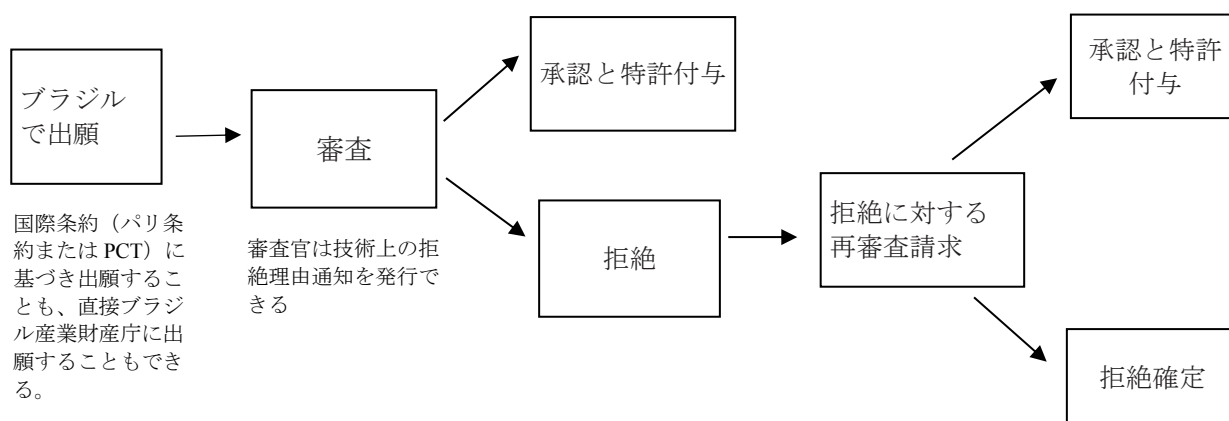
(6) 出願人が既に公表した発明または実用新案であっても、特許を出願することが可能か？

出願可能である。ただし、最初の公表から12カ月以内に出願しなければならない。法律によって付与される上記の出願期間は「グレース・ペリオド」として知られている。

(7) ブラジルにおいて特許を利用していることを証明する必要があるか？

第三者が特許を受けた製品／方法がブラジルにおいて利用されていないという事実を根拠に、強制実施権を請求した場合に限られる。強制実施権の請求は、特許の付与決定から起算して3年以内に行わなければならない。特定の状況を考慮し、例えば、特許を受けた製品の製造が、経済的な制約によって不可能な場合には輸入が認められる。

出願手続



(8) 第三者が審査に関する情報提供をすることはできるか？

第三の利害関係者は、ブラジル産業財産庁が最終決定を行い公表するまでは、いつでも情報提供をすることができる。

(9) 特許の無効

正当な利害関係者は特許の付与決定日から6カ月以内にブラジル産業財産庁に対して特許の無効を請求することができる。上記の期間を経過した後の、特許の無効については、管轄司法裁判所においてのみ不服を申し立てることができる。

(10) 審査を迅速化することは可能か？

可能である。以下のような特定の要件を満たせば早期審査の対象となる。

- ・ 出願人が60歳超
- ・ 第三者による特許侵害
- ・ 特許付与が資金調達の条件
- ・ 環境関連特許出願
- ・ 公衆衛生にとって重要な特定の医薬品または製剤方法、機器および材料
- ・ 出願人が零細企業、小規模企業または科学技術機関
- ・ 特許審査ハイウェイプログラム（PPH）の対象案件

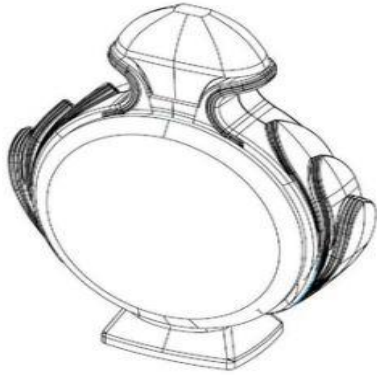
(11) その他の留意点

1. 特許の期間は延長できない。ただし、発明特許の場合で、審査に時間がかかりすぎた場合、付与後10年間の保護が法律で保証されている。
2. 医薬品または製剤方法に関する特許の出願は、技術的審査のためにブラジル産業財産庁に送付する前に国家公衆衛生監督庁（Agência Nacional de Vigilância Sanitária - ANVISA）の事前承認を得なければならない。
3. ブラジルの生物多様性または関連する伝統的知識に由来した発明の場合には注意しなければならない。特定の手続きが遺伝子資産管理委員会（Conselho de Gestão do Patrimônio Genético- CGen）において適用される可能性がある。
4. 特許の付与後3年目の当初から特許満了日まで、維持年金を支払わなければならない。
5. ブラジルにおいては、治療方法は発明とはみなさないが、関連する主題の中には保護される可能性のあるものもある（例えば、スイス型クレームは認められる）。
6. 自然の生物の全部または一部など、バイオテクノロジーの分野では、遺伝子組み替え微生物を除き、発明の保護に制約がある場合があるが、多くの実施形態は特許で保護することができ（例えば、非天然核酸構築物）、多くが全体として技術の発展を取り扱うことができる。
7. 植物とその一部は遺伝子組み替えの場合でも、特許の保護を受けることはできないが、識別性、均一性および安定性の要件を満たしているとみなされる植物は、植物品種保護サービス機構（Serviço Nacional de Proteção de Cultivares - SNPC）において、栽培品種の保護を受けることができる。
8. ブラジルの生物多様性または関連する伝統的知識に由来する発明に対しては特定の手続きが必要となるが、生物多様性保護法の要件の遵守は競合他社より有利となる可能性がある。
9. ブラジルにおいては、コンピューター・プログラムそれ自体には特許性はないが、コンピューター・プログラムを用いて実施した発明には特許性がある場合がある。ただし、産業上の創作（方法または製品）で、技術的課題を解決し、技術的成果を達成し、それが単にプログラムのコードに関連するだけではないことを条件とする。

4. 意匠

意匠は対象物の美的、視覚的、装飾的特徴を保護する知的財産である。

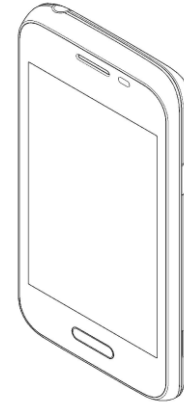
<意匠の例>



BR 30 2014 005033 8



BR 30 2014 004596 2



BR 30 2014 000514 6

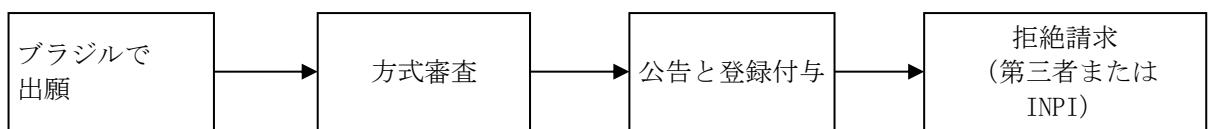
(1) 意匠を保護する理由

1. 意匠に関する排他的権利を保持し、許可を受けない者または会社によるその製造、使用、販売または輸入を防止するため。
2. マーケティングにおいて、権利者が、所定の期間、意匠を経済的に利用する排他的権利を有し、競争上の優位性を獲得するため。
3. ライセンシー候補者に、すべての排他的権利について認識させ、意匠を他者にライセンスする際に、所有権を保護するため。
4. 意匠を他者にライセンスするため。
5. 意匠を他者に売却（移転）するため。

(2) ブラジルにおける意匠保護の主な要件

1. ブラジル又は外国において新規である。
2. 公知のものとは異なり、視覚的に識別できる外形を有している。
3. 工業上利用することができる。

出願手続



外国出願を基礎にした出願とオリジナルの国内出願がある

ブラジル産業財産庁でのチェックポイント：図面の様式・品質、必要書類、タイトル、技術分野、料金支払いなど

(3) 実体審査

新規性などの実体審査は任意であり、意匠権を付与した後に出願人が請求した場合に限り実施する。

(4) 意匠の無効

利害関係を有する第三者は意匠権の付与決定日から起算して5年以内にブラジル産業財産庁に対して行政上の無効手続を行い、意匠登録の無効を請求することができる。上記の期間が経過した後の意匠の有効性に対する異議申し立ては、管轄司法裁判所においてのみ行うことができる。なお、ブラジル産業財産庁は（職権で）自ら無効手続を開始することもできる。

(5) ブラジルにおける発明特許と意匠の主な相違点

	発明特許	意匠
保護期間	出願の日から20年または付与の日から10年（いずれか長い方）	出願の日から10年。出願の日から25年まで更新することができる。
保護対象	対象物（装置、物品、器具および道具）の技術的かつ／または機能的側面、方法、システム、使用、製造方法および化学組成物	対象物の美的かつ／または視覚的側面（装置、物品、器具および道具）
実体審査	義務	任意
出願費用	高	安
出願手続期間	長期	迅速

(6) 同一の対象物を特許と意匠の両方で保護することは可能か？




原則として可能。特許権は対象物の技術的かつ機能的特徴を保護するが、意匠権は美的／装飾的特徴を保護する。

5. 商標

商標は識別性を有する標識で、製品標章又はサービスマークは、製品又はサービス商品を出所は異なるが、同一、類似又は同種である別の製品又はサービスから識別するために用いられる。

(1) ブラジルにおいて商標として登録できる標識

視覚的に識別可能な標識で、ブラジル産業財産法上の禁止事項に含まれないもの。

ブラジルにおいて商標として登録できる標識	
名称（用語）	結合（用語＋ロゴ）
CORONA*	 Nestlé*
図形（イメージ）	立体
 *	 *

*ブラジル産業財産庁の商標ガイドラインから引用した事例

備考：立体商標として登録することになっている対象物の識別性を有する形状が意匠登録要件及び／又は特定された著作権保護の要件を満たす場合は意匠権及び／又は著作権で保護され得る。

ブラジルにおいて商標として登録できない標識
①視覚的知覚の法的要件を満たさない非典型的なもの：音、味、香り
②視覚的に知覚可能な標識であり、原則として商標の登録が法的に認められるが、ブラジル産業財産庁の出願手続管理に対する技術的準備が整っていないために登録の申請ができないもの：トレード・ドレス、ホログラム、位置商標、動き商標
③法で禁じられているために登録できない記号
④広告の手段とするためだけに用いるスローガン
⑤単独の文字、数字、日付（十分に識別性を有する場合は除く）
⑥色とその名称（特有の形式で配置するか結合したものは除く）
⑦商標で特定される商品・サービスに関連する場合の一般的な、必然的な、共通の、通常の、または単に説明的な標識
⑧商品・サービスの特性を指定するために、通常用いられる標識
⑨誤解を招く標識（商標によって特定される商品・サービスの性質、由来または特徴

について、消費者に誤解を与えるおそれのある標識)

- ⑩個人の名前もしくは署名、姓または父称の名称、第三者の肖像（権利者および／またはその相続人か承継人から同意を得た場合を除く）
- ⑪著作権によって保護されている著作物とその名称（著作者または権利者の同意を得た場合を除く）
- ⑫必然的な、共通の、もしくは通俗的な形状、または技術的效果から切り離すことができない形状を含む商品または包装（立体商標に適用）
- ⑬地理的表示

（2）商標の種類

- 商標：商品を識別する。
- サービス商標：サービスを識別する。
- 団体商標：特定のグループまたは事業体の構成員による商品またはサービスを識別する。
- 認証・証明商標：独立した品質認証機関が、商品またはサービスが一定の基準または技術的基準又は規格と合致していることを証明する。

備考：ブラジルは国際分類（ニース分類）を採用しており、これは34分類の商品と11分類のサービスから成る。

（3）ブラジルにおいて標識を商標として登録する理由

ブラジルは最初に商標を出願した者が当該商標に対する権利を有する先願主義を採用している。ブラジル産業財産庁に登録することで、以下の権利が商標の権利者に付与される。

- ①登録により保護された商品またはサービスを特定するための標識のブラジル国土内での排他的使用。

備考：各活動分野における周知の商標には出願中であるか登録済みであるかを問わず、ブラジルにおいて特別の保護が付与される。これは、商標の権利者が、第三者の商標の出願に異議を唱えつつ、ブラジルにおいて周知の商標の認知を受けている旨を証明した場合に限る。ただし、関連する商標を後日出願し、上記の請求を裏付けなければならない。

- ②第三者が同一または類似の商品／サービスを特定するために、類似もしくは同一の商標を用いることを防止する。

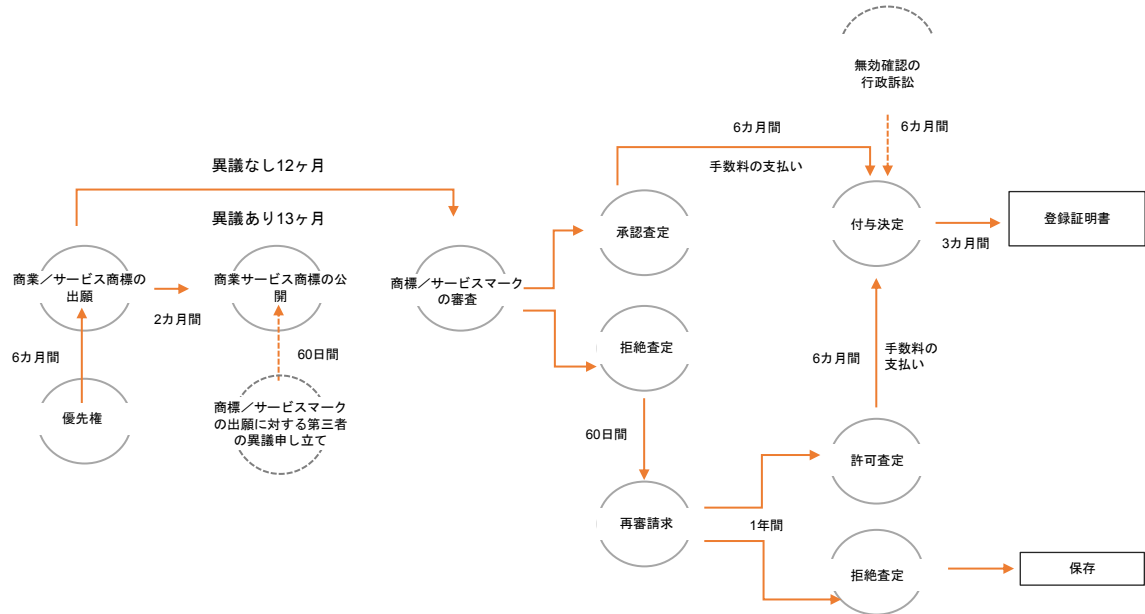
備考：著名な商標には、すべての活動分野において特別の広範な保護が付与される。このステータスは、権利者による著名な商標の認知に関する請求に応じて、ブラジル産業財産庁が公式に宣言しなければならない。上記の請求は、以下の要件の証拠を添えて行う。

- ・（各消費者だけではなく）公衆の大部分が商標を認知していること
- ・公衆が商標と結び付ける品質、評判と威信、さらには商標が特定する商品
- ・当該商標の独自性と排他性の程度

ブラジル産業財産庁は現在、市場調査結果を上記の要件を満たしていることを証明する重要な証拠であるとしている。

留意点：商標出願を行う前にすでに登録されている商標に関する検索を必ず行うべきである。ブラジル産業財産庁のオンライン・データベースで事前調査することを強く推奨する。これによって、第三者の従前の権利に基づいて、意図される商標の登録の際に障害が生じる可能性を予測することができる。事前の戦略を構築することによって、時間と費用を節約することができる。

出願手続



商標の登録はブラジル産業財産庁が登録を付与した日から10年間有効である。その後、10年ごとに無制限に更新することができる。ただし、各期間の10年目にブラジル産業財産庁へ公式の手数料を支払う必要がある。更新手数料を期限までに支払わなかった場合、登録は失効し、ブラジル産業財産庁は当該商標登録の消滅を宣言する。なお、商標はかならず登録したとおり使用する必要がある。

(4) 商標またはサービス・マークを使用しなかったことに起因する結果

付与決定から5年が経過した場合、正当な利害関係者は、ブラジル産業財産庁に対し、不使用商標の取消し（失効）を請求することができる。商標権者は、取消しを避けるためには（失効の請求日から起算して）過去5年間に商標を使用したことを証明する。若しくは正当な理由により、商標を使用しなかったことの証明しなければならない。

6. 商号とサービス名

(1) 会社名と商号

「会社名」は市場で法人を特定するために起業者が採用した名称であり、登記上の会社名と同じである。「商号」は商業活動を行う場所を独自に指定したものであり、会社が公知の場合、会社名と同じになることがある。

	会社名	商号
登録	義務	使用することに起因する
保護の範囲	登録されたブラジルの州の商業登記所の管轄内	商号が知られている範囲の地域

(2) 法的保護

パリ条約ではすべての加盟国における保護を保証しているため、各国において個別に出願または登録する義務はない。ブラジルの憲法、民法および産業財産法において、国内での保護が定められており、他者の商号を使用することは不正競争罪になる。また、他者の商号を複製するか模倣した標識を商標として登録することは禁止されている。

7. ドメイン名

ドメイン名はインターネット上での商取引の場を特定する重要なものである。最初に特定のドメイン名を登録した者が当該ドメイン名をあらゆる活動に使用する排他的権利を獲得する先願主義が採用されている。



Comitê Gestor da Internet (インターネット管理委員会、以下「CGI.br」という。)は、すべてのインターネット・サービスの取り組みを調整し、統合し、提供されたサービスの技術的品質、革新および普及を促進する。



Núcleo de Informação e Coordenação do Ponto BR (ブラジルネットワーク情報センター、以下「NIC.br」という。)は、CGI.brの決定及びプロジェクトの実施を担う機関である。CGI.brは決議により、以下に関連する活動をNIC.brに委任する。(i) ドメイン名の登録、(ii) IP (インターネットプロトコル) の分配 (iii) インターネット上での維持管理



Registro.br は、NIC.br の数多くの部門の一つであり、ドメイン名の登録、
ドメインのDNS (ドメイン名システム) の管理と公表、インターネット・アドレスの分配と維持管理を担っている。

<ドメイン紛争解決システム>

Registro.br はドメイン名を登録する際に第三者の知的財産を侵害しているかどうかといった事前の審査は行わず、同一のドメイン名がすでに登録されていない限り、登録を行う。したがって、インターネットの成長に伴い、他人の商標または商号を複製してドメインを登録する行為（ドメイン名の不法占拠）という新たな侵害が頻繁に発生するようになった。この問題を解決するためのドメイン紛争解決システム（以下「SACI-ADM」という。）が2010年に創設された。この解決システムを利用することにより、悪意を持って登録または使用する「.br」ドメインを取り消し、正当な権利者に譲渡させることができる。上記のルールはICANNの統一ドメイン名紛争処理方針（UDRP）を参考にしたものである。

➤ SACI-ADM 解決ルール - 以下の要件の少なくとも一つに該当するものは悪意を持って登録または使用するドメイン名であるとみなされる。

1. ドメイン名の登録前に第三者によって登録された商標と同一か混同するほど類似したドメイン名。
2. 活動分野において周知の商標と混同する可能性が高いもの。申立人の商標と同一か混同するほど類似したドメイン名。当該商標がブラジル産業財産庁に出願または登録されていない場合であっても該当する。
3. その他の第三者の権利（商号、会社名、姓名、家名または名跡、周知の筆名、あだ名、屋号など）と同一か混同するほど類似したドメイン名。

➤ SACI-ADM サービス提供機関

- ブラジル - カナダ商工会議所 (Brazil-Canada Chamber of Commerce)
- 世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization) - WIPO
- ブラジル知的財産協会 (Brazilian Association of Intellectual Property)

8. 著作権

ブラジルにおける著作権者の権利保護の基本的な枠組みはブラジル著作権法によって定められている。

(1) 著作権の保護対象

固定されているその表現の媒体が有形・無形なのか、既知であるのかどうかは問わないすべての精神的創作。著作権は芸術的価値に関係なく適用され、創造的著作物の特定の範疇に限定されない。保護されるには独創性（ある程度の独自性・創造性）と固定性（著作物が複製物において具現化されていなければならないこと）といった要件を満たす必要がある。

<ブラジルにおいて著作権で保護される著作物の例>

- ・ 文学的、美術的または科学的著作物の文章
- ・ 演劇および舞踊の著作物
- ・ 写真および建築の著作物
- ・ 収集物と編集物、百科事典、辞書、データベース、および選択、調整および配列によって知的創造に該当するその他の著作物
- ・ 講演、演説および同様の著作物
- ・ 音を伴うまたは伴わない、映画などの視聴覚著作物
- ・ 新たな知的創造物として示される原著物の翻案物、翻訳物およびその他の変形物
- ・ 素描、絵画、彫刻、彫像、石版およびキネティック・アートの著作物

<ブラジルにおいて著作権で保護されない著作物の例>

- ・ アイデア、規範的手順、システム、方法または数学的概念
- ・ 精神的行為、ゲームまたはビジネス活動のためのダイアグラム、計画や規則
- ・ 条約や協定、法律、政令、規則、司法判断およびその他の公的な規定の書式と文
- ・ 暦、日誌などに記載された共通で利用する情報
- ・ 名前や題名それ自体
- ・ 著作物に具現されたアイデアの産業的または商業的利用

(2) 著作権の取得方法

登録は必須ではない。法的保護は著作物が最初に固定された時点で保証される。ただし、著作者であることおよび創作日が先行している証拠を確立するために、登録することを強く推奨する。著作権登録専用の中心的な機関は存在しない。様々な性質の著作物は独自の登録機関（国立図書館（Biblioteca Nacional）、リオデジャネイロ連邦大学（Universidade Federal do Rio de Janeiro）芸術学部（Escola das Belas Artes）など）で登録可能である。

(3) 保護期間

原則は著作権の保護期間は著作者の生前に加えて、その死亡年の翌年の1月1日から起算して70年である。ただし、以下のような例外がある。

- ・ 共同著作者の場合、個々の創作物の保護期間は最後の生存共同著作者の死亡から起算する。
- ・ 無名および変名の著作物の場合、最初の発行の翌年の1月1日から起算して70年である。
- ・ 視聴覚的著作物および写真の著作物の場合、著作物が開示されるかまたは放送された翌年の1月1日から起算して70年である。

保護期間が満了した後、著作物はパブリック・ドメインとなり、著作者やその相続人に利用料を支払うことなく、誰でも自由に複製することができるが、著作者人格権を尊重する必要がある。以下の著作物もパブリック・ドメインの著作物となる。

- ・ 相続人なくして著作者が死亡した著作物
- ・ 民族および伝統の伝承の法的保護を条件に、著作者不明の著作物

(4) 経済的権利と著作者人格権

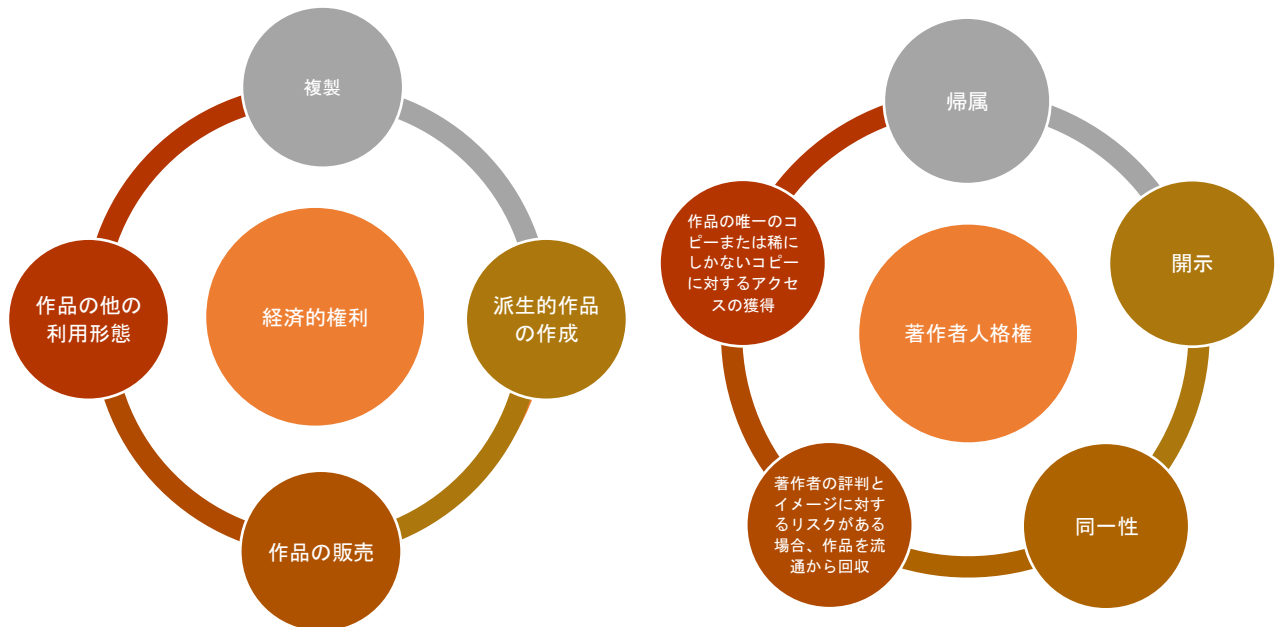
著作者は常に文学的、美術的または科学的著作物を創造する自然人である。例えば、コピーライター、ドラフター、イラストレーター、著作物を書き直す文章の翻案者、写真家などである。著作者の権利には経済的権利と著作者人格権の2種類がある。いずれも本来は関連する著作物の著作者（自然人）に帰属する。経済的権利は著作物を利用（使用、享受、処分）し、複製し、普及し、商品化し、販売したりする権利である。著作者人格権は著作者の人格の保護に関連する権利であり、譲渡や変更などはできない。

経済的権利

- ✓ 創造した著作物の経済的利用
- ✓ 譲渡可能

著作者人格権

- ✓ 著作者の人格を保護
- ✓ 譲渡不可かつ変更不可



(5) 権利の譲渡

著作者人格権は譲渡することができない。著作者の経済的権利に限り、第三者に譲渡することができ、当該第三者は著作物を使用し、かつ／または利用することができる。著作者の経済的権利の譲渡が、限られた時間、範囲、様式で利用することが意図されている場合、通常、著作物の使用または利用の「ライセンス」という。経済的権利の譲渡が、最終的で、制限されていない場合、通常「譲渡」または「移転」という。このように、著作者の経済的権利は全部または一部を譲渡することができるが、以下の制限に従わなければならない。

- 完全かつ最終的な権利の譲渡は有効な書面による契約による場合に限り有効。
- 著作権契約は制限的に解釈される。
- 譲渡は契約締結日に存在した著作物の利用方法についてのみ有効。

ブラジルの法律では著作者に有利に契約内容が解釈される。契約書に明示的な記載がない場合、譲渡契約は以下の条件によって制限されているものとみなされる。

- 5年間に限り有効である。
- 契約が締結された国の地域内に制限される。
- 契約の目的上厳格に必要な利用方法による場合に限り、著作物を利用する権利を付与する。

留意点：著作者は処分した著作物のオリジナルまたは原稿について再販売されるごとに得られるであろう利益の最低5%を徴収する権利を有する。

(6) 従業員の経済的権利に関して使用者の所有権を確保する方法（著作物が雇用契約に基づいて創作された場合）



特許およびソフトウェアの保護と異なり、ブラジル著作権法は従業員が雇用契約期間中に創作した著作物を使用者が所有することは想定していない。したがって、創作活動を遂行するために配属された従業員の雇用契約が極めて重要となる。

- ①従業員が遂行する業務内容を明確に規定し、従業員が自己の活動の範囲内で著作権により保護される著作物（可能な場合、著作物の種類を例示する）を創作することになる旨を明記する。
- ②雇用契約の期間中に創造したすべての著作物が使用者の指示と監督による職務著作物であり、それぞれの経済的権利が使用者に帰属する旨を従業員が認める条項を定める。
- ③従業員が創作した著作物に基づく権利を最終的にかつ法的保護の全期間にわたり、ブラジルの国の内外で、既存のすべての様式に基づき譲渡する旨の条項を定める。これによって、使用者は著作物を形態、時間および地域の制限なしに使用することができる。

(7) 使用者がその従業員により創作された著作物を排他的に利用可能な期間

経済的権利が使用者に完全に移転した場合、使用者は著作権の保護が存続する期間中に限り、著作物に対する排他的利用権を有する。上記の期間は原則として、著作者の生前に加えてその死亡の翌年の1月1日から起算して70年間である。

(8) 公正な利用 (フェアユース)

ブラジル著作権法は著作権者の排他的権利に対して特定の制限を定めている。

<公正な利用の容認例>

- ✓ 著作権で保護された作品を、批評、解説、ニュース報道または研究のために、著作物の著作者名と由来を示して複製すること。
- ✓ 改変とパロディ。ただし原作の単なる複製ではなく、その名誉を傷つけないことを条件とする。
- ✓ 作品を公共の場に永久に配置し、絵画、デッサン、写真撮影または視聴覚処理の方法で自由に表現することができるようにすること。

9. ソフトウェア

ブラジルにおけるソフトウェアは著作権法に基づき文学的著作物および美術的著作物に付与される種類の保護を受ける。ただし、ソフトウェア法で定めるいくつかの特定のルールも適用される。

ソフトウェアとは自然言語またはコード言語による一連の系統的な指示の表現であり、デジタル技術またはアナログ技術に基づいてコンピュータや周辺機器を決定した方法と目的に従って動作させるために様々な種類の物理的媒体に組み込まれたものを意味する。

1. 著作権で保護される他の著作物と同様にソフトウェアの権利はその創造に起因する。
2. 保護期間は公表の日（不明の場合は創造の日）の翌年の1月1日から起算して50年である。
3. ソフトウェアの登録は所有権の推定を確実なものにし、侵害を防止することができるため、強く推奨される。登録はブラジル産業財産庁に対して申請することができる。
4. ブラジル産業財産法はソフトウェアそれ自体を特許として保護することを明示的に禁止している。特許としての保護は、特定のソフトウェアを含むデバイスの場合に限り認められる。
5. ソフトウェアの侵害は犯罪と民事上の不法行為の両方に該当する。

別段の定めがある場合を除き、契約、雇用または法定の関係の期間中に開発されたソフトウェアに関する権利は使用者または契約当事者に帰属する。ただし、次のいずれかの条件を満たしている必要がある。

- ①開発者がソフトウェアもしくは関連するサービスの開発目的で契約を締結していたこと。
- ②開発者がソフトウェアを開発するために契約当事者のツールを使用したこと。

留意点：ソフトウェア法には著作者が自己をソフトウェアの著作者であると主張し、コンピューター・プログラムの無許可の修正に反対し、自己の評判を損なうおそれがあると主張する権利を有することが規定されている。

10. トレード・シークレット

(1) トレード・シークレットを保護するための要件

1. 情報の秘匿（公知ではなく、第三者にとって自明ではない）
2. 経済的に価値のある情報であること
3. 秘密に保つために合理的な努力を尽くすべき情報であること

トレード・シークレットには技術的か商業的か金融的かを問わず、様々な種類の情報（製造工程、手法およびノウハウ、顧客名簿、価格表、顧客のプロフィール、販売方法、財務情報、材料など）が含まれ得る。トレード・シークレットの保護は登録を必要とせず、通常は秘密が保持されている限り、無制限に保護される。

現在では事業者はトレード・シークレットの価値を十分に認識するようになっており、事業取引の過程のみならず、雇用関係などにおいても不必要な情報漏洩を制限し、価値ある事業情報をトレード・シークレットとして管理している。

(2) 情報をトレード・シークレットとして保護することが望ましい場合

1. 発明が特許性の要件を満たさない場合
2. 発明者が発明と特許可能なクレームを公表することを望まない場合
3. 特許制度により生じる時間的・地理的制限によって、情報が競合者に開示されることに起因するリスクを特許制度が償うことができない場合
4. 製品を複製することができず、かつ／または方法を容易に発見することができない場合（リバースエンジニアリングが困難な場合）

産業財産法で定める不正競争に関連する規定により、トレード・シークレットの侵害は犯罪と民事上の不法行為の両方に該当する。

11. 広告における知的財産

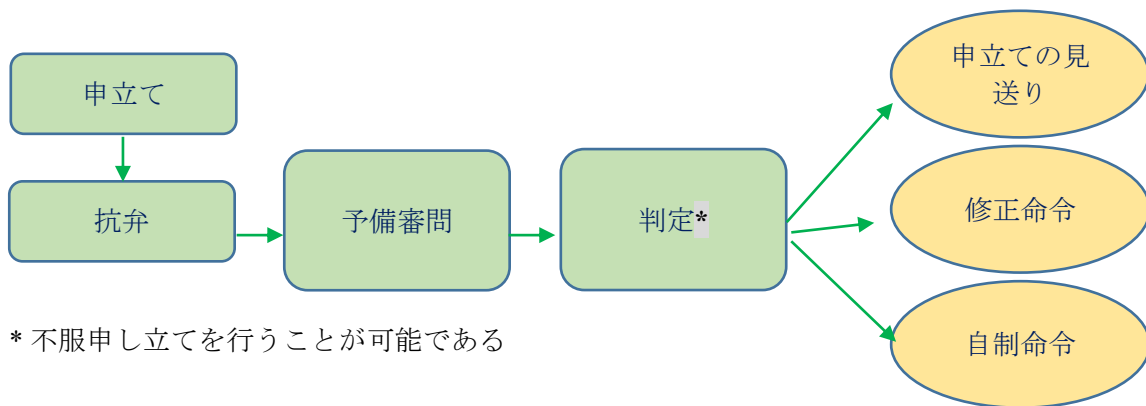
1980年に国家広告自主規制審議会（「Conselho Nacional de Autorregulamentação Publicitária」 - CONAR）として知られている）が設立された。その目的は、誤解を招く、不快な、かつ／または下品な広告やキャンペーンを排除することであった。ブラジル広告自主規制法には、公正競争の一般原則に基づいて、広告の倫理的規則を定めており、CONARがこうした規則の設定と適用の責任を担っている。

ブラジル広告自主規制法は第三者の商標や商品を比較広告で利用することを認めている。ただし、比較が客観的、誠実で、検証可能で、攻撃的でなく、混同を引き起こすおそれがないことを条件としている。

CONAR は仲裁人として行動している。ブラジルに本拠を置く大手広告代理店と大半の会社がCONARに加入にしているため、当事者はCONARの決定を厳格に遵守している。2016年までにCONAR が下した決定のうちブラジルの裁判所に異議が申し立てられたものは13件にすぎない。また、決定のすべてが認められている。

CONARでの手続きは以下に示すように簡素であり、かつ判断が迅速（90日以内に決定する）に下される。知的財産を侵害している広告に対して早期に自制命令を獲得することができるCONARは裁判所の代替機関として認知されている。

CONARでの手続きの流れ



* 不服申し立てを行うことが可能である

12. インターネットにおける知的財産

(1) 仲介者の責任

ブラジルのインターネット法はオンライン仲介者が第三者のコンテンツを削除するよう求める裁判所の命令に従わなかった場合、当該仲介者がその第三者のコンテンツに限り責任を負う旨を定めている。この法は表現の自由を保証し、オンライン仲介者がコンテンツにいかなる形態の私的管理も行わないことを保証することを目的としている。ただし、著作権の侵害は、上記の一般的な責任制度の例外となっており、通知を受けても特定のコンテンツを削除しなかったときはオンライン仲介者の責任が生じる可能性がある。

(2) キーワード広告

キーワード連動型の広告が商標権侵害に該当するか不公正な競争行為に該当するかを審査する際に、ブラジルの裁判所は競合者が運営する広告にリンクする誘因となるキーワードとして商標を使用した場合、検索サービス提供者と広告主の両方が商標権の侵害と不公正競争の責任を負うと裁判所が判断したケースがある。

判断にあたっては、検索サービス提供者に適切な報酬を支払った上で、第三者が登録した商標を使用して競合者が運営するコンテンツに誘導することを認める広告契約を締結することがブラジルの法律の下で許されるかどうかも裁判所は考慮した。ただし、現在のところブラジルの上級裁判所は本件に関してまだ判断を示していない。

(3) ハッシュタグの商標保護

ハッシュタグとはハッシュ文字の#を前につけた言葉またはフレーズである。ハッシュタグはソーシャル・メディアにおいて、キーワードによる検索を促進し、関心のある話題をまとめるために使用される。ハッシュタグを利用することで事業者はソーシャル・メディア上で、製品やサービスの販売促進、関連ニュースの共有を通じた消費者へのアプローチが可能となる。

ハッシュタグの商標の登録は可能であるが、商標の一般的な登録要件を満たす必要がある。ハッシュタグの使用はそれ自体、商標の独自性を示唆するものではない。なお、ブラジル産業財産庁はすでにハッシュタグ商標の登録をいくつか認めている。

13. ライセンスと技術移転

知的財産関連契約をブラジル産業財産庁に登録することは義務ではないが契約当事者が以下の効力を獲得するためには必要である。

(1) 登録の効力

- ロイヤルティの海外送金：契約に基づく知的財産権のライセンサー／譲渡人が海外の事業体である場合、ブラジルのライセンシー／譲受人はブラジル産業財産庁が発行する登録証明書を提示しなければライセンサー／譲渡人にロイヤルティを海外送金することができない。
- 第三者に対する取引の対抗力：契約当事者が契約条項を第三者に対して主張する場合、契約文書の内容を公にし、対抗できるようにする必要がある（ライセンシーが侵害者に対して措置を講じる権利を契約に定めている場合など）。
- 知的財産関連契約に基づく支払いの税控除：知的財産の取引に起因する支払いはブラジルの税法に基づき、通常の費用または経費として所得から控除することができる。控除可能額の上限は契約内容によって異なるが、純益の1%から5%の範囲である。

(2) 登録の対象となる知的財産契約

1. 産業財産権ライセンス契約（特許、商標、実用新案、意匠など）
2. 技術／ノウハウの移転および／またはライセンス契約
3. 特許の強制実施権
4. フランチャイズ契約
5. 産業財産権譲渡契約
6. 技術サービス契約

技術サービス契約の中にはサービス提供者から技術を移転することを黙示するとみなされるものもある（契約当事者の技術チーム間で知識が交換される場合や、サービス提供者から技術開発を目的とした研修会が提供される場合など）。ブラジル産業財産庁はガイドラインを制定し登録対象とならない技術サービス契約を明確にしている。これには、著作権ライセンス、ソフトウェア関連契約、メンテナンスと物流サービスの提供、コンサルティングやマーケティングサービスなどが含まれる。

登録の対象ではない契約の一覧はブラジル産業財産庁決議第156/2015に記載されている。なお、登録対象外の場合、契約書と対応する請求書の写し（両文書ともポルトガル語かポルトガル語に翻訳したもの）を提示して為替市場で営業することを認められた金融機関に対して支払金の海外送金を依頼すれば海外送金を行うことができる。

(3) 登録の対象になる知的財産契約書を作成する際に注意すべき事項

- ①独立性：知的財産の取引と性質の異なる他の取引を同一の契約書内で結び付けることを避ける。

- ②明確性：曖昧で複数の解釈が可能な記載を避け、契約当事者、契約の目的や契約対象となる知的財産を正確に特定する（知的財産権の出願／登録番号を表示する）。
- ③完全性：契約の意図や目的を明確にした前文、対象となる製品・サービス、ロイヤルティ算定方法、対象地域など、取引に関するすべての条件を明示的に定める。

過去にブラジル産業財産庁は租税に関する規則などを根拠に契約内容に介入していたが、2017年に登録実務の簡素化を目的としたINPI規則70/2017を施行し、登録のために提出された契約を分析する際に、租税や為替の規則や解釈は考慮しないと定めた。ただし、ブラジル産業財産庁は法律第436/58号を制限的かつ限定的に解釈し、同一の商品またはサービスに関連した以下のような結合した累積的な支払いは認められないと現在も考えている。

- (例1) 商標ライセンス + 意匠、特許又は実用新案ライセンス
- (例2) 商標ライセンス + ノウハウの移転
- (例3) 意匠、特許又は実用新案ライセンス + ノウハウの移転

(4) ロイヤルティの計算に関する制限

- ①特許ライセンス、ノウハウ・技術移転、技術支援サービス

両当事者が関連会社の場合、ロイヤルティは関連する知的財産権の性質に応じ、契約に基づいて製造された商品の純売上高の1%から5%に制限される（法律第436/58号）。両当事者が関連会社でない場合、ロイヤルティに上限はない。

- ②商標ライセンス

両当事者が関連会社の場合、ロイヤルティはライセンス許諾された商標に基づいて販売された商品の純売上高の1%が上限となる。両当事者が関連会社でない場合、ロイヤルティに上限はない。

(5) ロイヤルティの支払い・送金期間

- ①特許ライセンス：特許権存続の期間に制限され、登録請求の申請日に遡って支払い義務が発生する。海外送金はそれぞれの特許の付与日、および更新した登録証明書の発行日以降に行うことができる。
- ②商標ライセンス：商標がライセンサーの名称で登録された場合に限り支払い、税控除、海外送金が可能となる。登録出願中の場合、登録付与日までロイヤルティを支払う義務はない。
- ③ノウハウ・技術移転：支払期間は登録申請日から開始される。海外送金は登録証明書の発行日以降に行うことができる。
- ④技術支援サービス：海外送金は登録日以降に行うことができる。

すべての形式要件を満たしており、かつ契約条項に関し異議がないとブラジル産業財産庁が判断した場合、ブラジル産業財産庁は登録証明書を発行する。登録は登録証明書の発行日から効力を有するが、前記3つの登録の効力は登録申請受理日に遡って有効となる。また、この登録申請受理日はロイヤルティ等の計算における起算日にもなる。

INPIが契約を登録するか、契約内容や両当事者間の関係性に関する追加的な証明や情報を求めるオフィスアクションを行うまでに通常は45日から60日を要する。オフィスアクションへの応答期間は当該オフィスアクションの公示日から60日に設定されている。オフィスアクションに記載されているINPIの要求が満たされない場合、登録申請は直ちに却下される。却下処分に対してINPIに不服を申し立てることはできないが、却下された後でも新たな登録申請を行うことは可能である。

(6) ブラジル中央銀行への登録

ブラジルから他国（日本を含む）への送金についてはブラジル中央銀行（BCB）が規制・監督している。したがって、知的財産契約によって得られたロイヤルティをブラジル国外に送金するには、BCBに事前に登録しなければならない。この登録は単なる申告を意味するものであって、事前許可を意味するものではないが、送金を行うためには必ず行わなければならない手続である。国外送金を行う際にINPIへの登録が必要な場合、INPIが発行した登録証明書をBCBへの登録時に提出しなければならない。

1 4. 知的財産権の権利行使

(1) 民事上の救済手段

知的財産権の権利者は知的財産権の侵害を防止・阻止するため、さらには当該侵害行為に対する損害賠償を受けるために民事訴訟を提起する権利を有する。原則、裁判地は被告の本社所在地の州の裁判所であるが、損害賠償を請求する場合、訴訟は被告または原告の本社があるか、侵害が発生したか、若しくは発生している場所の州の裁判所にも提起することができる。

出訴期間は侵害の停止に関する訴えは侵害行為が行われている期間に限られる。損害賠償の請求に関しては、特許権侵害や商標権侵害の場合、原則、損害賠償を受ける期間は5年間となっている。

- ・原告が所有する権利、侵害の有力な証拠、差止命令による救済を受ける緊急性、他方当事者に回復不能な損害を与えないことなどについて正確な情報を提示することができる場合、他方当事者の出頭を必要とすることなく予備的差止命令を得ることができる。

- ・知的財産権の侵害の証拠は被害当事者が受けた実際の損害の証拠とは無関係に、侵害の事実があれば損害賠償を受ける権利を生じさせる。

- ・方法の特許権を侵害する場合などは举证責任の転換が適用され、必要な侵害確認を回避するために使用した手順を示す証拠を被告が提示しなければならない。

・損害賠償額の算定方法は以下の3つの算定方法のうち権利者に最も有利なものが適用される。

- ①侵害がなければ原告が獲得していたはずの利益
- ②侵害者が権利侵害によって得た利益
- ③知的財産を利用することができるライセンスを付与されていれば、侵害者が権利者に支払ったと考えられる金額

備考：被告による侵害行為の繰り返しを思いとどまらせるために懲罰的損害賠償を認め始めている裁判所もある。

・リオデジャネイロには知的財産と不公正競争の事件に特化した連邦と州の裁判所があり、サンパウロの控訴裁判所には知的財産専門の法廷がある。

・訴訟を提起する前に侵害者に停止通告書を送付することが効果的な場合もある。

(2) 刑事上の救済手段

・知的財産権の侵害は刑罰の対象となる。

・刑事告訴するためには、①知的財産権の所有権の証明、②犯罪の痕跡が残っている場合には裁判所が指名した専門家による分析が必要となる。

・侵害行為の即時停止を目指すために利用されることがある。

・侵害行為があったと裁判所が認めた場合、裁判所は侵害品の破棄を決定し、侵害者に懲役刑または罰金刑を課すことができる。

(3) 行政上の救済手段

・税関当局は職権または権利者の請求に基づき、侵害品を通関の時点で差し押さえることができる。差し押さえ後、税関当局は侵害品の司法上の没収および／または廃棄の申立てを行うよう、利害関係者に通知することができる。

15. 無効確認訴訟

ブラジル産業財産庁によって登録された産業財産権を無効にするための無効確認訴訟はブラジル産業財産庁を当事者として連邦裁判所に訴えを提起する必要がある。提訴可能期間は、商標の場合は商標登録日から5年間（ただし、悪意を持って登録された商標の場合には当該商標の権利期間内が提訴可能期間となる。）、特許や意匠の場合は権利が存続している期間となる。

ブラジル産業財産庁による行政上の行為は反証がない限り適切かつ適法に行われたものと推定されるため、特定の知的財産権の無効を証明するためには、適用法に厳密に違反して付与されたことを原告が立証する必要がある。通常、特許や意匠ではこの証明は技術評価をつうじてなされる。裁判所は係争中の権利を即時無効とする差止命令による救済を行うことができる。

[特許庁委託事業]
知的財産保護ハンドブック（ブラジル編）

2019年3月発行（禁無断転載）

[作成協力]



[発行・編集]

独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）
サンパウロ事務所
知的財産権部

TEL: +55-11-3141-0788

FAX: +55-11-3253-3351

E-MAIL: SAO_ipr@jetro. go. jp

日本貿易振興機構では、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。